

小美玉市生涯学習推進計画（改定案）【概要版】

計画策定の目的▼

- ・「社会教育法」等に基づき、小美玉市における生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・生涯学習に関する背景や課題に対応し、施策等の修正や追記を行うなど、平成30年3月策定の計画を補完する形で見直しを図る。

計画の位置づけ▼

国の「教育振興基本計画(第3期)」、県の「第2次茨城県総合計画」Ⅲ新しい人財育成(教育政策)の内容を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」および「小美玉市教育大綱」と整合を図る。

基本理念▼

市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる
生涯学習

3つの視点▼

市民に寄り添う

市民の自主的な学習活動を支えるために、必要な設備・機能・人材を整え、学習機会の充実を図ります

市民がふれあう

市民の生きがいを確かめ、仲間と楽しみながら、学習活動を行うことにより、連携や交流を深めます

市民の心が豊かになる

市民の学習の成果を、様々な方面で役立たせることにより、心豊かな生活を営んでいきます

計画の期間▼

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小美玉市生涯学習推進計画					計画期間 (10年間)					

*教育振興基本計画の見直し等に合わせ、必要に応じて見直しを図る

施策の体系▼

基本方針Ⅰ 生涯学習社会の実現



- 生涯学習活動の推進**
 - (1) 生涯学習活動への意識醸成
 - (2) 自主講座など市民主体の学習活動の支援
 - (3) 生涯学習情報の提供
- 学習機会の充実**
 - (1) ライフステージに応じた学習機会の提供
 - (2) 時代のニーズに応じた学習機会の提供
- 学習成果の活用**
 - (1) 学習成果の発表機会の支援
 - (2) 学習成果を地域で生かせる機会の創出
- 各種団体の活動支援と指導者の育成**
 - (1) 各種団体の活動支援における体制づくり
 - (2) 指導者の発掘及び育成
- 学習環境の整備・充実**
 - (1) 施設・設備の充実
 - (2) 施設の利用促進
 - (3) 市内外の学習情報の収集と発信

基本方針Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実



- 読書活動の推進**
 - (1) すべての市民に向けた読書活動の推進
 - (2) 読書推進体制の構築
- 図書館サービス等の充実**
 - (1) 図書館資料や図書館サービスの充実
 - (2) 施設機能や設備の整備

基本方針Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成



- 地域における青少年育成体制の整備促進**
 - (1) 青少年健全育成活動への支援
 - (2) 学校・家庭・地域の連携・協力体制の整備促進
- 青少年の体験活動の推進**
 - (1) 社会体験活動の充実
 - (2) 地域活動への参加促進
- 青少年の居場所づくり**
 - (1) 安全・安心な居場所づくり
- 家庭における教育力の向上**
 - (1) 家庭の教育力向上

基本方針Ⅳ 文化芸術の創造・発信



- 文化芸術活動の充実**
 - (1) 文化芸術活動の充実
 - (2) 歴史・文化関係団体の支援
- 文化財の保護と史・資料館の充実**
 - (1) 文化財等の適正な保存・管理
 - (2) 展示内容・館外活動の充実
 - (3) 調査成果の公表及び活用
 - (4) 地域文化・伝統の継承
- 市民の文化芸術に触れる機会の充実**
 - (1) 文化芸術に触れる機会の提供
 - (2) 文化ホール事業の充実 (3館)

※本計画は「小美玉市教育振興基本計画 後期基本計画」の基本方針4と同様の内容となっています。